

一般社団法人ヘルスデータサイエンス学会委員会規程

(適用)

第1条 この規程は、この法人が設置する各種委員会について適用する。

(委員会の設置)

第2条 本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

(委員会の改廃等)

第3条 委員会の廃止及び改変は、理事会の決議によるものとし、その場合には次の総会に報告しなければならない。

(委員長及び委員)

第4条 委員会の委員長は、原則として理事の中から理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

2 委員会の委員は、会員からの公募又は会員及び学識経験者のうちから委員長が指名し、理事会の承認を得る。

3 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができる。副委員長は、委員のなかから理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は2年とし、委嘱の日から始まり次期委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。但し委員会発足時の任期は理事の任期に合わせる。

(理事及び監事の出席)

第6条 理事及び監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(運営)

第7条 委員会は、この規程に定められたことのほか、理事会の承認によって決定された各種委員会内規に従って運営する。

2 各種委員会内規は、理事会の承認を受けて変更することができる。

(規則の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

(委員会の招集)

第9条 委員会は委員長が招集する。

(小委員会の設置)

第10条 委員会は必要に応じて、小委員会を設置することができる。

付則 本規程は、2023年4月1日より施行する。